

中国(上海)自由貿易試験区における 金融改革の最新動向

中国では、金融及び外貨管理に関する行政の管理・規制が厳格なため、日系企業の現地法人が中国事業を通じて得た人民元の海外との資金決済での使用や、海外からの人民元資金の調達が可能ではなく、現地法人運営の制約要因となっており、人民元の国際化の流れともマッチしていませんでした。昨年10月より開始された中国(上海)自由貿易試験区(以下「上海自由貿易区」という)における一連の金融改革の中で、最近になって大胆な規制緩和策が打ち出され、注目を集めています。

即ち、上海自由貿易区が発足して2か月後、中国人民銀行が「金融による中国(上海)自由貿易試験区建設の支持に関する意見」(銀発[2013]244号、2013年12月2日公布、施行。以下「意見」という)を公布しました。「意見」は上海自由貿易区で開設可能な口座を定めるほか、上海自由貿易区において人民元クロスボーダー使用の拡大、外貨管理の改革及び金利の市場化等の規制緩和策も盛り込みましたが、まだ改革方針の表明に止まっておりました。

その後、中国金融当局は2014年2月に、「意見」に示されている一部の改革方針の実施細則として、以下の一連の規定を公布しました。

1	「上海市の決済機関によるクロスボーダー人民元支払業務の展開に関する実施意見」(銀発[2014]0220号、2014年2月18日公布、施行。以下「クロスボーダー人民元支払業務に関する実施意見」という)
2	「中国(上海)自由貿易試験区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する中国人民銀行上海本部の通知」(銀総部発[2014]22号、2014年2月20日公布、施行。以下「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」という)
3	「中国(上海)自由貿易試験区の建設を支持する外貨管理実施細則の印刷・配布に関する国家外貨管理局上海市分局の通知」(上海匯発[2014]26号、2014年2月28日公布、施行。以下「外貨管理に関する通知」という)
4	「中国(上海)自由貿易試験区における小口外貨預金利率上限の自由化に関する中国人民銀行上海本部の通知」(銀総部発[2014]23号、2014年2月25日公布、同年3月1日施行。以下「小口外貨預金利率上限の自由化に関する通知」という)

以下、具体的にどのような人民元取引の規制緩和がなされたかについて、従来の規定と比べつつ実施細則の主要内容を紹介します。

1. 上海自由貿易区における人民元クロスボーダー使用の拡大

「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」は、「实体经济に奉仕し、クロスボーダー投資及び貿易の便宜を図る」という方針に基づき、「意見」のかかる規定を具体化しました。当該通知による規制緩和の主要内容は下記のとおりです。

1. 上海自由貿易区における経常項目及び直接投資項目のクロスボーダー人民元決済

中国人民銀行が2013年7月に公布した「クロスボーダー人民元業務フローの簡素化及び関連政策の健全化に関する通知」(銀発[2013]168号、2013年7月5日公布、施行。以下「クロスボーダー人民元業務フローの簡素化に関する通知」とい

本ニューズレターの執筆者



まえだ としひろ
前田 敏博
上海事務所首席代表
弁護士



のむら たかし
野村 高志
上海事務所代表
弁護士



ご けんゆう
呉 剣雄
フォーリンアトニー
(中国法弁護士)

本稿は、みずほ銀行発行の Mizuho China Monthly(2014年4月号)掲載原稿に一部加筆したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

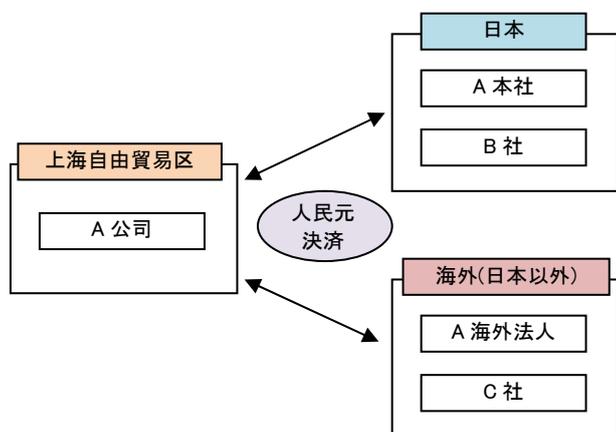
西村あさひ法律事務所 広報室
(Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

う)はクロスボーダー人民元決済業務の手続を簡素化しましたが、下表のとおり、「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」は当該業務の手続を更に簡素化しました。

根拠法令	クロスボーダー人民元業務フローの簡素化に関する通知	人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知
金融機関	国内銀行	上海地区の銀行業金融機関
対象機構	企業 (輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト記載の企業を除く)	区内機構及び個人 (輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト記載の企業を除く)
業務内容	経常項目におけるクロスボーダー人民元決済	経常項目及び直接投資項目におけるクロスボーダー人民元決済
提出書類	業務証明又は「クロスボーダー人民元決済受取・支払説明」	受取・支払指示書
金融機関による審査原則	「顧客を理解する」、「業務を理解する」、「デューデリジェンス」	

要するに、「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」はクロスボーダー人民元決済業務の対象を区内の個人業務及び直接投資項目まで拡大し、決済する際に提出される書類も簡素化しております。但し、「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」2条によれば、銀行は上述した主体の直接投資項目における決済業務を行う際、上海自由貿易区投資進出のネガティブリスト管理要求に基づき、ネガティブリスト管理範囲内に属する直接投資クロスボーダー人民元決済業務に対して、その審査認可権を有する部門の認可文書の提出を要求しなければなりません。

上海自由貿易区における企業の経常項目及び直接投資項目のクロスボーダー人民元決済の一例は下図のとおりです。



2. 上海自由貿易区における人民元の海外借入

海外からの人民元借入の金利が中国本土の金利より低いため、海外からの人民元借入に関心が寄せられております。「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」4条によれば、中国人民銀行上海本部は、上海自由貿易区における非銀行金融機関及び企業が海外から借り入れる人民元の規模に対し、従来の投注差ではなく、マクロブルーデンスパラメーターの設定及び調整によりコントロールします。具体的には、区内非銀行金融機関が海外から借り入れる人民元資金の最高限度額は「払込資本×1.5倍×マクロブルーデンスパラメーター」を超えてはならず、区内企業が海外から借り入れる人民元資金の最高限度額は「払込済資本×1倍×マクロブルーデンスパラメーター」を超えてはなりません。マクロブルーデンスパラメーターは、全国の貸付コントロール需要に基づき柔軟に調整されるとされていますが、中国人民銀行上海本部の担当者の話によりますと、マクロブルーデンスパラメーターは現時点で「1」と設定されたようです。また、発生額により人民元建て外債の規模を管理する従来の規定と異なり、区内機構による人民元海外借入の規模は残高により管理されております。

更に、実務上、1年以下の短期海外人民元借入の利率が短期中国国内人民元借入の利率よりかなり低く、外商投資企業が短期海外人民元借入を簡単に行えるため、実際には融資ニーズのない企業もアービトラージのために1年以下の海外人民元借入を行うおそれがあります。「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」4条はそのようなサヤ取引を防ぐためとみられますが、借入期間が1年以上¹でなければならないと定めております。

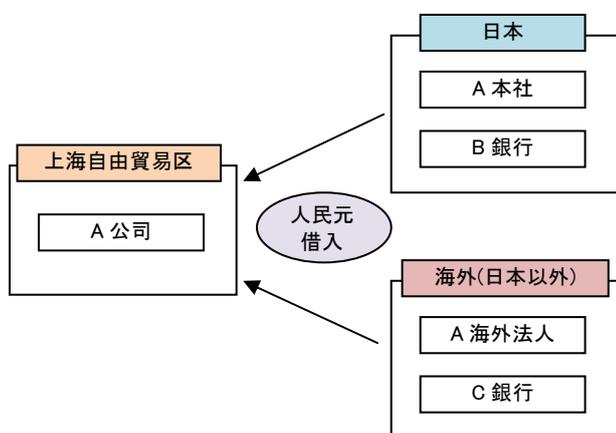
なお、借り入れた資金は上海地区の銀行に開設した専用預金口座に入金し、区内生産経営、区内プロジェクト建設、海外プロジェクト建設等を含む区内又は海外においてのみ使用でき、従来の人民元海外借入に関する規定²と同様に、有価証券、デリバティブ商品、委託貸付に使用してはなりません。

もともと、上海自由貿易区の実施開始前に既に区内で設立した外商投資企業は、海外人民元資金を借り入れる場合、「投注差」方式で実行するか又は「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」に基づいて実行するかを自ら決めことができ、その口座開設銀行を通じて中国人民銀行上海本部へ届け出ます。一旦その方式を選択すると、以後変更できま

せん。

上記人民元の海外借入に関する緩和策に基づき、上海宝钢浦東国際貿易有限公司は、中国工商銀行シンガポール支店から1億人民元を借り入れました。当該業務処理において、銀行はシンガポールにおける人民元クリアリングバンクのクリアリングプラットフォームシステムを利用して、資金のシンガポールから上海へのリアルタイムクリアリングを実現できました³。また、交銀ファイナンスリース有限責任公司是、その上海自由貿易区内の子会社を通じて、交通銀行シンガポール支店から計7億人民元を借り入れました⁴。

上海自由貿易区における人民元の海外借入の一例は下図のとおりです。



3. 上海自由貿易区における双方向クロスボーダー人民元プーリング

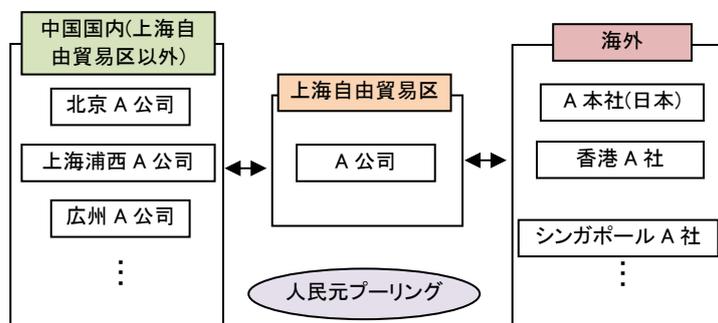
従来は、中国国内のグループ内人民元プーリング業務のみが認められておりましたが、「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」の公布により、区内企業はその経営と管理のニーズに基づき、グループ内双方向クロスボーダー人民元プーリング業務を実施することができるようになりました。当該通知5条1項によれば、双方向クロスボーダー人民元プーリング業務とは、国内外のグループメンバー企業間の双方向資金集中業務をいい、グループ内における経営性融資活動に属します。また、グループとは、資本関係を主要な連結紐帯とし、親会社、子会社、持分会社等の投資性関連関係が存在する

メンバーが共同で組成した多国籍集団会社をいいます。グループメンバー企業は、グループ内双方向クロスボーダー人民元プーリングを通じて人民元余剰資金を国境を越えて融通し合い、より効率よく利用することにより、銀行等金融機関に対する対外的な債務を減らすことが実現できます。

同条2項によれば、グループ内双方向クロスボーダー人民元プーリング業務を行う際に、グループ本部企業は、区内において登記設立し、かつ、実際に経営又は投資を行っているメンバー企業1社を指定し、上海地区の銀行を1行選定して1つの人民元専用預金口座を開設し、双方向グループ内クロスボーダー人民元プーリング業務のためのみに使用するものとされています。

同条に基づき、スタンダード・チャータード銀行は、宝信汽車集団に対して双方向クロスボーダー人民元プーリング業務を提供すると発表しました⁶。また、ドイツ銀行もクロスボーダー人民元プーリング業務を開始したとみられます⁷。

上海自由貿易区における双方向クロスボーダー人民元プーリングの一例は下図のとおりです。



4. 上海自由貿易区における経常項目のクロスボーダー人民元集中決済業務

従来は、多国籍集団会社内メンバー企業の間で発生する人民元決済は取引ごとに行わなければなりませんでした。が、「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」6条によれば、区内企業はその経営と管理のニーズに基づき、国内外の関連企業間の経常項目のクロスボーダー人民元集中決済業務を実施することができるようになり、人民元取引決済の回数を減らし、資金運用効率を上げることができます。国内外の関連

企業には、グループ内の資本関係を主要な連結紐帯とし、投資性関連関係が存在するメンバー会社だけではなく、グループ内企業とサプライチェーン関係にあり、密接な貿易取引のあるグループ外企業も含まれます。

クロスボーダー人民元集中決済業務と双方向クロスボーダー人民元プーリング業務との主な区別は下表のとおりです。

	クロスボーダー人民元プーリング	クロスボーダー人民元集中決済
対象企業	国内外のグループメンバー企業	国内外の関連企業(一定の取引先を含む)
業務内容	グループメンバー企業の人民元余剰資金 ⁹ の融通	真実の取引に基づき生じた人民元の受取・支払の集中決済

クロスボーダー人民元集中決済業務を行うために、企業グループ本部は、区内で登記設立し、かつ、実際に経営又は投資を行うメンバー企業1社を指定し、上海地区の銀行を1行選定して経常項目の集中決済業務のみに使用する1つの人民元専用口座を開設しなければなりません。

同条に基づき、HSBC中国は、上海自由貿易区におけるサンゴバングループの子会社に対して経常項目のクロスボーダー人民元集中決済業務を提供し⁹、シティバンク中国は、ロシュグループに対して経常項目のクロスボーダー人民元集中決済業務を提供するようです¹⁰。

5. クロスボーダー電子商取引人民元決済業務

「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」7条により、上海自由貿易区において、下記のクロスボーダー電子商取引人民元決済業務が解禁されました。

(1)上海地区の銀行が区内において登録したクロスボーダー電子商取引運営機構に対して直接に提供する真実性のあるクロスボーダー電子商取引に基づくクロスボーダー人民元決済サービス;及び

(2)上海地区の銀行が区内においてインターネット決済業務許可を適法に取得した支払機構と協力して提供する真実性のあるクロスボーダー電子商取引に基づくクロスボーダー人民元決済サービス。

これに関連して、「人民元クロスボーダー使用拡大に関する

通知」が公布される2日前、中国人民銀行上海本部が支払機構によるクロスボーダー人民元決済業務の円滑な展開を促進するため、「クロスボーダー人民元決済業務に関する実施意見」を公布しました。中国人民銀行上海本部担当者の話によりますと、支払機構が上記「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」7条2項における決済業務に従事する際に、「クロスボーダー人民元決済業務に関する実施意見」の規定に従わなければなりません。

従来、上海、北京、重慶等の国家電子商取引地域において、一部の取引について、一定の上限金額まで、外貨管理局のライセンスを得た支払機構のみクロスボーダーでの外貨決済を行うことができました¹¹。下表において、「クロスボーダー人民元決済業務に関する実施意見」における支払機構によるクロスボーダー人民元決済業務と、従来の試行地域における支払機構によるクロスボーダー外貨決済業務との主な相違点を整理します。

	クロスボーダー外貨決済業務	クロスボーダー人民元決済業務
支払機構	試行地域における一部のインターネット決済業務許可を得た支払機構	上海市において登録設立し、かつインターネット決済業務許可を得た支払機構及び上海市以外の地域において登録設立し、かつインターネット決済業務許可を得た支払機構が上海自由貿易区内に設立した支店
業務内容	支払機構が銀行を通じて小口電子商取引(貨物貿易又はサービス貿易)における取引双方のために提供するクロスボーダーインターネット決済にかかる外貨資金集中受取・支払及び元転・外貨転サービス	支払機構がインターネットに依拠して、国内外の受取・支払人の中で、非自由貿易口座の真実の取引ニーズに基づき移転する人民元資金のために提供する決済サービス
業務開始のための当局手続	クロスボーダー外貨支払業務の展開に所在地の外貨管理局の審査認可が必要。	支払機構は、クロスボーダー人民元決済業務開始の日から7日以内に中国人民銀行上海本部に届け出なければなりません。

クロスボーダー外貨決済業務を通じて決済する場合、中国国内の消費者は、海外第三者支払機構を通じて海外ネットショッピングサイトで物を購入するときに、人民元で支払うこと

ができますが、事業者が実際に受け取るのは外貨となるため、消費者は、請求のタイミング次第で人民元での請求金額が変動するという為替リスクを負うこととなります。これに対し、第三者支払機構によるクロスボーダー人民元決済を行う場合、消費者から支払機構へ、支払機構から銀行へ、銀行から事業者への決済及び価格計算は全て元建てで行われるため、消費者が上記のような為替リスクを回避できるようになります。

当該実施意見が公布された日に、中国建設銀行や中国工商银行、中国銀行、招商銀行、民生銀行の5行は、銀聯支付、快線支付、通聯支付など第三者支払機構5社と国境を越えた人民元の決済業務で提携したと報道されています¹²。

上記規制緩和策以外に、「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」は、上海自由貿易区において就業又は開業している個人の経常項目クロスボーダー人民元決済、並びに中国外貨取引センター及び上海金取引所が区内において行う取引についての人民元建て決済サービスも盛り込んでおります。

II. 上海自由貿易区における外貨管理改革

国家外貨管理局上海分局は、「実体経済に奉仕し、外貨管理改革を深化し、リスクを効果的に防止し、『一項目が成熟したら、一項目を推し進める』という原則に基づき、「外貨管理に関する通知」を公布し、上海自由貿易区において、区内銀行(区内に登録している銀行及び区内業務を取り扱う上海地区のその他の銀行を含む)、国内外企業、非銀行金融機関及び個人に対して下記の外貨管理措置を実施しております。

1. 経常項目の外貨受取・元転、外貨購入・支払の書類審査の簡素化

現行の外貨管理規定によれば、外貨の元転・売渡業務を営む金融機関は、外貨管理部門の規定に従って、取引関係書類の真実性及び外貨受取・支払との一致性に対し合理的な審査を行わなければならない¹³、経常項目の支払外貨は、外貨管理部門による外貨支払及び外貨購入に関する規定に従って、有効な書類に基づき、自己保有外貨によるか、外貨の元転・売渡業務を営む金融機関から外貨を購入しなければなり

ません¹⁴。また、「外貨の元転・売渡・支払管理規定」(銀発[1996]210号、1996年6月20日公布、同年7月1日施行)等の関係法令は、経常項目の外貨元転・支払のための審査書類を規定しています¹⁵。

「外貨管理に関する通知」別紙「外貨管理による試験区建設支持の実施細則」(以下「外貨管理実施細則」という。)5条及び7条によれば、区内銀行は「顧客を了解する、業務を了解する、デューデリジェンス」という原則に基づき、外貨業務の真実性、コンプライアンス性の審査を適切に履行し、経常項目の外貨受取・元転及び外貨購入・支払業務を行います。資金の性質が不明確な場合、区内銀行は、企業、非銀行金融機関、個人等に関連書類を提供するよう要求しなければなりません。要するに、区外銀行は経常項目の外貨受取・元転及び外貨購入・支払業務において、顧客及び業務により自ら審査する書類を決めることができるようになります。

2. 直接投資外貨登記業務手続チャネルの拡大

従来は、直接投資にかかる外貨登記及び変更登記の手続は外貨管理局により行われていました¹⁶が、「外貨管理実施細則」10条によれば、かかる手続の取扱いは銀行に委譲することとなりました。

3. 区内外商投資企業の外貨資本金元転の自由化

現行の外貨管理規定¹⁷によれば、外商投資企業による外貨資本金の元転は、一定金額までの手元準備金を除き、実際に資金を必要とする際にその都度、必要な金額だけ元転しなければなりません。「外貨管理実施細則」11条によれば、区内の外商投資企業の外貨資本金は、自由に元転できます。「外貨管理実施細則」別紙3「試験区における外商直接投資企業資本金任意元転オペレーション規程」(以下「資本金元転規程」という。)1条によれば、区内外商投資企業の外貨資本金の任意元転比率は100%とされています(もともと、国家外貨管理局は、国際収支状況に基づき適宜任意元転比率を調整することができます)。企業は元転の選択権を与えられることにより、為替リスクを回避できるようになりました。

また、「外貨管理実施細則」11条によれば、区内外商投資企業は、外貨資本金口座の開設銀行において対応する人民元

専用預金口座を開設し、資本金元転により得た人民元資金を預けるために用い、真実の取引原則に基づき当該口座を通じて各種の支払業務を行います。もともと、従来の規定のとおり、元転後の人民元資金は企業経営範囲以外に使用してはならず、証券投資や委託貸付の実行、企業間貸付や第三者に転貸した銀行借入金の返済等が禁止されております。また、「資本金元転規程」2条によれば、元転後支払待ち口座内の人民元資金は、外貨管理局の認可を経ずに外貨購入して資本金口座に戻し入れてはなりません。

更に、従来、『外国投資者国内直接投資外貨管理規定』及びその関連文書の印刷配布に関する国家外貨管理局の通知(匯発[2013]21号、2013年5月10日公布、同年5月13日施行)別紙3の2.6条に従い、投資を主要業務とする外商投資企業(外商投資性会社、外商投資創業投資企業及び外商投資持分投資企業)は、経営範囲内で外貨資本金のみを利用して国内持分投資を行うことができ、投資先企業がその登録地の外貨管理局に国内再投資に関する基本情報を登記し、銀行で再投資専用口座を開設した後、投資を主要業務とする外商投資企業が外貨資本金を投資先企業の再投資専用口座に振り替える運用となっております。「資本金元転規程」4条1項によれば、上海自由貿易区内における投資を主要業務とする外商投資企業は、引き続き国内外貨振替の方式に基づき持分投資を展開することもできますが、その国内で投資するプロジェクトが真実で、コンプライアンスに合致している前提において、実際の投資規模に基づき、外貨資本金を元転した後で投資先企業の口座に振り替えることもできるようになりました。また、当該企業は、元転後支払待ち口座内の資金を実際の投資規模に基づき投資先企業の口座に振り替えることもできます。かかる規制緩和により、投資先企業の元転負担がなくなることとなります。

4. 多国籍会社本部による外貨資金集中運営管理、外貨プーリング及び国際貿易決済センターの外貨管理試行政策の改善

多国籍会社本部による外貨資金集中運営管理、外貨プーリング及び国際貿易決済センターの外貨管理試行政策が、2012年から北京、上海等の地域においてごく一部の中資企業及び外商投資企業に対して行われております¹⁸が、「外貨管理

に関する通知」の公布により上海自由貿易区において試行企業の条件を緩和し、審査認可プロセス及び口座管理を簡素化しました。

(1) 要件及び手続

「外貨管理実施細則」別紙1「試験区における多国籍会社本部による外貨資金集中運営管理試行オペレーション規程」(以下「外貨資金集中運営規程」という)7条によれば、下記の条件を満たす区内企業は、経営上の必要に基づき、外貨管理局に申請して国内外メンバー会社¹⁹の資金集中運営管理、経営項目の外貨資金集中受取・支払及び相殺差額決済²⁰を行うことができます。

- ・ 革新業務を展開する真実のニーズを有していること
- ・ 健全な外貨資金管理スキーム、内部統制制度を有していること
- ・ 相応の内部管理電子システムを構築していること
- ・ 直近 3 年以内に重大な外貨違法・規定違反行為がないこと、貨物貿易外貨受取・支払行為がある場合、貨物貿易分類結果が A 類であること
- ・ 外貨管理局が規定するその他の条件

また、「外貨資金集中運営規程」8条によれば、区内企業がかかる業務を展開する際は外貨管理局に対して届け出なければなりません。

(2) 口座の種類及び各口座間の振替

幹事企業²¹が届出通知書を持って、銀行において国内外貨資金マスター口座を開設しなければなりません。国内外貨資金マスター口座は、複数通貨種類の口座とすることができ、日中及びオーバーナイトの貸越が可能です。

更に、「外貨資金集中運営規程」3条1項によれば、区内企業は、経営ニーズに基づき、所在地の銀行で国際外貨資金マスター口座を開設できます。国際外貨資金マスター口座は海外との資金振替が自由であり、国内外貨資金マスター口座とは規定限度額内で自由に振替できます。かかる規定限度額に関しては、同規程19条によれば、国際外貨資金マスター口座に払い出す資金は、国内メンバー企業の所有者権益の50%を超過してはならず、国内外貨資金マスター口座に国際外貨資金マスター口座からネットベースで入金できる資金は、集中

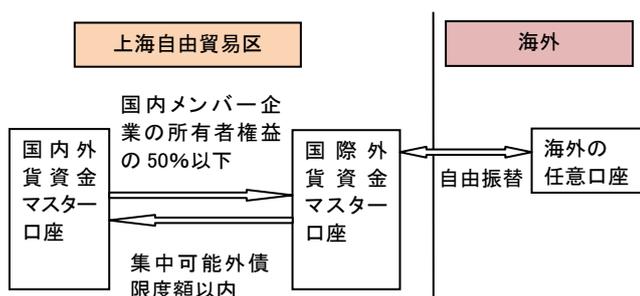
可能外債限度額(外貨建てのみ。以下同様)を超過してはなりません。同規程20条によれば、

「集中可能外債限度額＝国内メンバー企業外債限度額－国内メンバー企業の登記済中長期外債契約額－国内メンバー企業の登記済短期外債未償還残高」

となります。

また、同規程 22 条によれば、本部企業が外債限度額を集中する場合、申請備案日より、メンバー企業は自ら外債借入の手続きを行うことはできなくなり、備案後、遅滞無くメンバー企業の利用可能な外債枠の集中手続を行わなければなりません。企業の外債限度額の調整は、幹事企業より外貨管理局に申請を備案し、原則上 1 年に 1 回に限られます。

上述した各口座間での資金振替は下図のとおりです。



なお、同規程4条によれば、区内企業は国際外貨資金マスター口座が海外から借入した外貨資金について外債登記の手続きを行う必要がありますが、外債規模コントロールの対象には含まれません。区内企業が国際外貨資金マスター口座で借り入れた資金は規定の限度額内で国内外貨資金マスター口座に振替える以外、いかなる方式によっても国内区外で使用してはなりません。外債登記は債権者、通貨種類ごとに記入して報告し、区内企業の各海外債権者の各通貨種類の負債を一本の外債とみなします。幹事企業は外債契約を締結してから15 営業日以内かつ初回の外債資金を口座に入金する前に、国家外貨管理局上海市分局にて契約登記手続を行います。

上記の外貨管理改革・緩和策以外に、「外貨管理に関する通知」は、対外担保及び海外への担保料の支払いにかかる行政審査認可の取消し、区内企業による海外外貨貸付金額上限の調整、海外ファイナンスリース債権の審査認可の取消し等も定めております。

Ⅲ. 小口外貨預金利率上限の自由化

中国人民銀行は、2000年9月に外貨貸付及び300万米ドル以上の大口外貨預金の金利制限を撤廃しましたが、小口外貨預金の金利にはまだ上限が設定されております。中国人民銀行上海本部が「小口外貨預金利率上限の自由化に関する通知」の公布により、区内小口外貨預金の利率上限を自由化しており、上海地区の金融機関は区内居住者の外貨預金利率に対して自主的に決めることができます。

なお、人民元貸付の金利は「利率市場化改革の更なる推進に関する中国人民銀行の通知」(2013年7月19日公布、同月20日施行。)によって既に自由化していることから、上海自由貿易区において、唯一まだ開放していない金利は人民元預金の上限金利のみとなりました。

Ⅳ. マネーロンダリング防止及びテロ融資防止

「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」、「クロスボーダー人民元支払業務に関する実施意見」及び「外貨管理に関する通知」の規定によれば、区内企業が革新業務を行う際に、マネーロンダリング防止及びテロ融資防止措置を採用しなければなりません。更に、中国人民銀行上海本部は、「中国(上海)自由貿易試験区のマネーロンダリング及びテロ資金供与防止業務を適切に行うことに関する通知」(銀総部発[2014]24号、2014年2月28日公布、施行。以下「マネーロンダリング防止に関する通知」という。)の公布とともに、上海自由貿易区管理委員会とともにマネーロンダリング防止業務交流協力メカニズムを構築しました。

上述のように、中国の金融当局による一連の実施細則の公布により、「意見」に示された改革策の一部が詳細化されました。中国人民銀行上海本部の副主任兼国家外貨管理局上海分局局長である張新氏によりますと、次の段階では人民元の

資本取引等の改革策に関する実施細則が発表される見込みとのことです。上海自由貿易区における今後の更なる金融改革の動きが注目されます。

以 上

- 1 中国人民銀行が当初「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」を公布したときは、人民元海外借入の期間を1年超と定めましたが、その後1年以上に変更されました。
- 2 「外商直接投資人民元決済業務オペレーション細則の明確化に関する中国人民銀行の通知」(銀発[2012]165号、2012年6月14日公布、施行。)16条参照。
- 3 中国工商銀行ホームページ2014年2月21日付記事参照。
- 4 新華網2014年2月21日付記事参照。
- 5 「クロスボーダー人民元業務フローの簡素化に関する通知」3条1項参照。
- 6 上海証券報2014年2月20日付記事参照。
- 7 DZH AASocks 通信社2014年2月17日付記事参照。
- 8 「人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知」5条3項によれば、プーリングに参加する人民元資金は、企業の生産経営活動及び実業投資活動から発生したキャッシュフローでなければならず、融資活動で発生したキャッシュフローは当面プーリングに参加してはなりません。
- 9 中国(上海)自由貿易試験区ホームページ2014年2月21日付記事参照。
- 10 同上。
- 11 「決済機構によるクロスボーダー電子商取引外貨決済業務の試行地域に関する指導意見」(匯総発[2013]5号、2013年2月1日公布、施行。)参照。
- 12 中国(上海)自由貿易試験区ホームページ2014年2月18日付記事参照。
- 13 「外貨管理条例」(中華人民共和国国务院令第532号、2008年8月5日改正)12条
- 14 上記14条
- 15 「外貨の元転・売渡・支払管理規定」13条等参照。
- 16 「外国投資者中国国内直接投資外貨管理規定」(匯発[2013]21号、2013年5月10日公布、施行。)3条参照。
- 17 「資本項目外貨業務オペレーション指針(2013年版)」(匯総発[2013]80号、2013年8月26日公布、同年9月1日施行。)8.6条参照。
- 18 「多国籍会社本部外貨資金集中運営管理試行地域に関する国家外貨管理局の批復」(匯復[2012]167号、2012年9月20日公布。)
- 19 「外貨資金集中運営規程」41条2項によれば、メンバー会社とは、本部企業内部において相互に直接的に又は間接的に持分を所有する、独立法人資格を有する各会社をいいます。
- 20 「外貨資金集中運営規程」24条2項によれば、相殺差額決済とは、幹事企業が国内外貨資金マスター口座を通じてその国内メンバー会社の経常項目にかかる外貨受取・支払予定資金を集中的に計算し、一定期間内の外貨受取・支払取引を合算して1件の外貨取引とするオペレーション方式を指します。

²¹ 「外貨資金集中運営規程」41条3項によれば、幹事企業とは、主業務の申請、業務の届出、データの報告、状況のフィードバック等の職責を履行する本部企業又は本部企業の授權を取得し、かつ、独立法人資格を有する1社の国内会社をいいます。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスグループ
 〒107-6029 東京都港区赤坂1-12-32
 アーク森ビル
 Tel: 03-5562-9260 Fax: 03-5561-9711
 E-mail: eap@jurists.co.jp
 URL: <http://www.jurists.co.jp>

北京事務所
 〒100025 北京市朝陽区建国路81号
 華貿中心1号写字楼17層06号
 Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
 E-mail: info@juristoverseas.cn

上海事務所
 〒200040 上海市静安区南京西路1601号
 越洋広場38階
 Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
 E-mail: info_shanghai@juristoverseas.com